

＜各クラブでの東日本大震災支援活動への東日本区の支援要領＞

クラブまたは部として独自に東日本大震災の支援活動を行う場合、東日本区支援対策本部（以下対策本部）に事前に申請し、承認を得た場合、支援活動にかかった費用の内、原則半額を対策本部から援助する。

ただし、

- (1) クラブ、部による支援活動に限り、個人としての支援活動は対象外とする。
- (2) 被災者（地）に支援物資を送付・搬送するだけの支援活動は対象外とする。
- (3) 補助金の支払いに当たっては領収書の写しの提出が必要であり、また、活動終了後、報告書（記録、写真）を提出いただくものとする。

どうぞご活用下さい。